

『岐阜県政再生プログラム』(9/28) についての意見書

平成 18 年 10 月 2 日
岐阜県岐阜市橋本町 アクティブ G3F
特定非営利活動法人 地域再生機構
理事長 駒宮博男

A. 全般的印象

全般にわたり良好な内容である。

ただし、これから詳細を詰めない限り実行不可能と見受けられる個所が数箇所ある（流動的表現の部分）。

また、少々過剰反応気味の個所があり、今後の県政が窮屈になりすぎないか、危惧する。

B. 個別的意見

以下、順序に従って意見を述べる。

『処分、返還』に関して(p-1~9)

(1) 処分

- ・ 若干の不平等感はあるものの、致し方なしといった感じ
- ・ 今後も継続して調査を進める必要あり

(2) 返還

- ・ 現役に関してはこれで十分
- ・ OB に対する返還要求は、県庁、県民が一丸となつて行なう必要あり

『裏金ファンド』に関して(p-9)

(1) 返還の状況を HP で公表

- ・ 迅速なる情報公開 当法人 HP でも、別の形で公開

(2) 基金設置と活用方法

- ・まずは、条例化（基金設置に関する条例研究の必要性）
- ・活用方法
 - 行財政改革
 - 県民が切望する施策
 - 安全・安心施策の拡充
 - 例）『高度脳機能障害に関する施策拡充』等、
 - 広く県民より募集、選考
 - 施策の条件）
 - ・緊急性
 - ・公益、広域性

『徹底した情報公開、県民監視体制の構築』（p-11）

- （１）徹底した情報公開
 - ・少々過剰反応気味？
 - ・過剰反応により、県職員の積極的な県政推進にブレーキがかかるとすればやりすぎ？（萎縮してしまい、失敗を恐れるあまり積極性が消失？）
- （２）県民監視体制
 - ・基本的には、県民が積極的に県政に参加するシステム作りが先決
 - ・県民の県政に対する責務は、監視のみではなく、県政の創造である

『意識改革』（p-12～13）

- （１）『倫理憲章、倫理月間』
 - ・県民と共同で制定しては？
 - （県民自らの責任を含め、双方の役割分担を明記することが重要？）
- （２）『実施体験型研修プログラム』
 - ・産業界、NPO等民間組織と連携して実施すべき
- （３）ボランティア活動の強化
 - ・順序が逆？（p-12中、3） 2） 1）の順序にすべき）
 - ・まずは、地域との希薄な関係を改善することが重要
 - ・平常からの地域活動への参加を前提にすることが、非常時における現場情報の確保等、災害ボラを有効に機能させる土台となる
- （４）『予算使いいきり廃絶』
 - ・大賛成
 - ・議会の予算決議に関する決定を柔軟に解釈可能なシステムを構築？
- （５）管理職の意識改革
 - ・到達目標が明記されていない

- ・今までどのような意識であり、今後どのような意識に改革すべきかを明記する必要あり
- (6) 新規採用職員の倫理意識の涵養
- ・倫理のみならず、『コスト意識』を徹底させることが、『公金の重み』を意識する上で最も重要では？

『内なる総点検』(p-14~15)

- (1) 会計事務チェック等
- ・可能な限りカード決済にしては？
(実費支払いのシステム化)
- (2) 事務事業評価等
- ・そもそも、『評価』についての見直しを行なうのか、『事務事業』そのものについての見直しを行なうのか？
 - (一般的に事業評価とは、アウトカム指標に対する到達度等では？)
 - ・『第三者組織の参画』とは、どのような意味か？
 - ・当法人提案の『県民会議』とは、どのように異なるのか？
(知事直轄の組織として『県民会議』を作ることの**第一義的意味は、県施策に関して県民が一定以上お責任を持つこと**である。県民会議で出た結論は、知事の判断を仰ぎ、その後議会での議決を経て、施策として行政に執行される。このシステムは、欧米の民主主義的先進国群でも近年問題となっている『**議会制・間接民主主義のシステム疲労**』を補完する重要な意味を持つ。県職員が自信を持って施策執行するためには、外部機関が事業を仕分け・選定し、そのことに関して責任を負うシステムが重要では。現行システムでは、議会がその責務を負うこととなっているようだが、**制度疲労による機能不全のため、事実上行政が全責任を負う形**となっていることに問題がある。)
- (3) 組織課題に関する自己点検
- ・大いに賛同
- (4) 外郭団体等に関する総点検
- ・大いに賛同
 - ・『事務事業の仕分け作業』の次に行なう必要のある行財政改革プログラム

『庁内体制の構築』(p-15)

- (1) 『県政再生推進本部』の設置
- ・この組織の構成が最大のポイント
 - ・当法人提言の『岐阜県行財政改革県民会議』とはどこが異なりどこが一致するか？
 - ・あるいは、**どのような包含関係**にあるか？

(2) 『法令遵守施策組織』

・一定の効果はあるだろうが、・・・・・・・・

以上、簡単に意見を述べさせて頂きました。

尚、当法人では、提言を実現すべく、具体的なスケジュール等を現在考案中です。これまで検討したものについては別紙として添付させていただきますので、ご検討の程、よろしくお願いいたします。

県と県民が一丸となって、一日も早く県政の、そして、県そのものの正常化を推進すること、当法人のミッションはこの一点につきます。